



●編集・発行：三木市選挙管理委員会 〒673-0492 上の丸町10番30号
TEL. (0794)82-2000(代) FAX. (0794)82-3501
●発行日：令和4年6月22日

<https://www.city.miki.lg.jp/>

投票日

7月10日(日)
午前7時から午後8時まで

参議院議員通常選挙

選挙は、私たちの暮らしの願いを政治に反映させることのできる、大切な機会です。
選挙公報や政見放送などを通じて、候補者の政見や抱負などをよく見、よく聴いて、悔いのない一票を投じましょう。

投票できる方

今回の選挙で三木市で投票できる有権者は、次の要件に該当し、選挙人名簿に登録されている方です。

- ①平成16年7月11日までに生まれた方
- ②本年3月21日までに住民登録(転入届)を行い、引き続き3ヶ月以上住民基本台帳に登録されている方
- ③本年3月22日以降に転出した方で、転出までに3ヶ月以上三木市の住民基本台帳に登録されていた方

【転入・転居の方】

本年3月22日以降に転入した方で、前住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている方は、前住所地で投票することができません。投票について、詳しくは前住所地の選挙管理委員会へお

問い合わせください。

5月27日以前に市内で転居された方は、新住所地の投票所で投票ができます。5月28日以降に転居された方は、前住所地の投票所で投票いただくことになります。

投票所入場券の発送

同一世帯の「投票所入場券」を封書で郵送しています。

投票所入場券(以下「入場券」という)は、公示日(6月22日)以降に郵送しますが、お手元に届くまでには数日かかります。入場券が届く前であっても、期日前投票ができます。また、入場券を紛失した場合であっても、投票できますので、それぞれの投票所へお越しください。

身体の不自由な方

歩行が困難で車いすをご利用の方は、期日前投票をご利用い

ただくと、段差なく投票所内も車いすでの移動が可能です。介助者の方も投票所内に同行していただけます。

当日の投票を予定される方で、投票所に段差があり、入場が困難と思われる方も、係員が介助等の対応をさせていただきますので、遠慮なく事前に選挙管理委員会、あるいは当日投票所の係員に申し出てください。

代理投票

身体障がいなどにより、ご自身で投票用紙に候補者の氏名等を書くことのできない方のために、代理投票が認められています。代理投票を希望される方は、係員に申し出てください。

投票所内から二人の投票補助者が決められ、一人が投票用紙に代筆し、もう一人がそれに立ち会って投票が行われます。

なお、記載した候補者名や政党名など、投票の秘密は守られますので、安心して係員に申し出てください。

点字投票

目の不自由な方は、点字で投票ができますので、遠慮なく係員に申し出てください。

開票の日時・場所

即日開票で、7月10日午後9時20分から三木山総合公園総合体育館で行います。

投票所変更のお知らせ

第10投票区の皆様の投票所は、この選挙以降、デイサービスセンター三木東から「総合保健福祉センター」に変更となります。

第42投票区の皆様の投票所は、この選挙以降、旧吉川支所から「現吉川支所(吉川健康福祉センター)」に変更となります。

ご迷惑をおかけしますが、お間違いのないようにしてください。

投票日に予定がある方は

期日前投票・不在者投票を

選挙は、投票日に投票所において投票することが原則ですが、当日、仕事や旅行、冠婚葬祭等の用務のため投票できない方は、期日前投票や不在者投票をすることができます。

期日前投票

投票日当日に、仕事や旅行、冠婚葬祭等により投票所に行くことができない方は、期日前投票ができます。

入場券が届いている時は、裏面の「宣誓書」に必要事項を記入して、期日前投票所までお持ちください。

なお、入場券がなくても投票はできますが、備え付けの宣誓書を提出いただく必要があります。

【ご注意ください】

投票日当日には18歳に達するが、期日前投票を行うおとする日にまだ17歳の方は、期日前投票ではなく、不在者投票として投票していただくこととなります。投票場所は、市役所5階選挙管理委員会（期日前投票所の隣）です。

期日前投票ができる期間・場所

期間 **6月23日(木)～7月9日(土)**

時間 **午前8時30分～午後8時**

場所 **市役所（5階中会議室）
吉川支所（2階コミュニティホール）**

※吉川支所が吉川健康福祉センターへ移転したことに伴い、期日前投票所の場所も変更となっています。

不在者投票ができる場所

市役所5階 選挙管理委員会内

※吉川支所では不在者投票はできません。

不在者投票

主に次に該当する方が対象です。

件に該当する方（詳しくはお問い合わせください）

③②で受け取った書類を持って、お近くの市区町村の選挙管理委員会に出向いていただき、投票してください（投票用紙を自宅等で記入した場合は、無効になります）。

◆投票できる期間中に、仕事や旅行などで遠隔地に滞在している方（遠隔地での不在者投票）

【遠隔地での投票】

①「投票用紙等請求書兼宣誓書」に自書により、必要事項を記入して、

④③で投票された投票用紙は、投票された市区町村の選挙管理委員会から三木市の選挙管理委員会に郵送され、三木市の投票箱に投函されます。

◆病院に入院老人ホーム等の施設に入所している方（指定施設での不在者投票）

◆身体に重度の障がいのある方（自宅等での郵便による不在者投票）

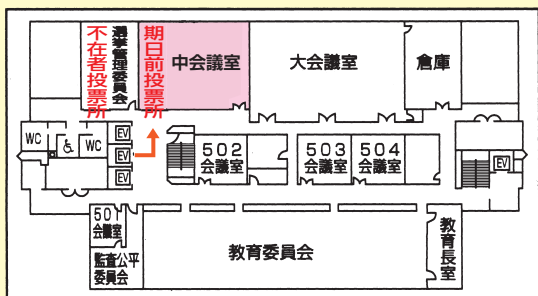
②①に書かれた滞在先に、三木市選挙管理委員会から投票用紙等の必要書類を郵送します。

◆新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で一定の要

※投票用紙の到着が、投票日当日の午後8時を過ぎた場合、その投票

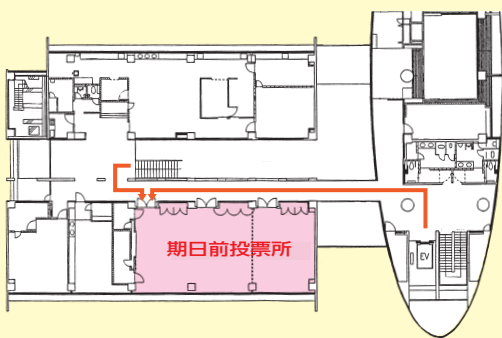
期日前投票・不在者投票場所

●市役所5階



※市役所の閉庁日（土・日）及び平日の午後5時～8時に来られる方は、庁舎北側1階の警備員室前からお入りください。

●吉川支所(吉川健康福祉センター)2階



【表1】郵便等による不在者投票ができる方

手帳の種類	障がい種別	障がいの程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級または3級
	免疫・肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障がい	特別項症～第2項症まで
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別項症～第3項症まで
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

【表2】表1に該当する方の内、代理記載に該当する方

手帳の種類	障がい種別	障がいの程度
身体障害者手帳	上肢・視覚の障がい	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚の障がい	特別項症～第2項症まで

用紙は無効となるため、①の請求及び③の投票は、お早めにお問い合わせください。
※請求や投票についての詳細は、三木市選挙管理委員会にお問い合わせ

【指定施設での投票】
入所（入院）している施設（病院）が、都道府県の選挙管理委員会が指定した施設であれば、その施設

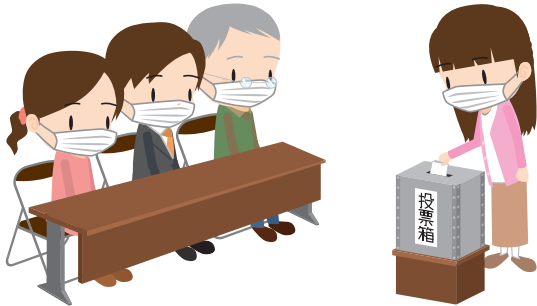
ください。

設内で投票することができます。手続等については、施設へ問い合わせてください。

【郵便による投票】

身体に重度の障がいのある方は、自宅などで郵便によって投票することができます。対象は、（表1）に該当する方で、（表1）及び（表2）の両方に該当する方は、投票用紙を代理記載してもらうことができます。

投票には、「郵便等投票証明書」が必要です。証明書の交付については、三木市選挙管理委員会へ問い合わせてください。



投票の方法

受簿対照・名簿対照
投票所で、投票所入場券を提出してください。係員が選挙人名簿と照合します。

投票用紙交付①
投票用紙交付係で、選挙区選挙の投票用紙を受け取ってください。

記載
投票記載所で候補者1人の氏名を書ってください。

投票
投票箱の投入口に、投票用紙を入れてください。

投票用紙交付②
投票用紙交付係で、比例代表選挙の投票用紙を受け取ってください。

記載
投票記載所で、政党等（略称可）の名称または候補者1人の氏名を書いてください。

投票
投票箱の投入口に、投票用紙を入れてください。

※先着順で「しおり型投票済証」をお渡しします。希望者は、投票所で申し出てください。



比例代表選挙

政党等または候補者に投票します

投票用紙には、政党等の名称（略称可）または候補者1名の氏名を記入してください。

参議院の選挙制度

比例代表選出議員選挙 選挙区選出議員選挙

選挙区選挙

候補者に投票します

投票用紙には、候補者1人の氏名を記入してください。

選挙公報を発行

日刊新聞6紙に折り込み各家庭へ

有権者の皆さんに候補者の政見、経歴などをお知らせする「選挙公報」を発行します。この公報は、日刊新聞6紙（朝日、神戸、産経、日経、毎日、読売）に折り込んで各家庭へお届けします。万一、届かないときは、(市)選挙管理委

員会へ連絡してください。なお、この公報は、(市)選挙管理委員会のほか、吉川支所、市立各公民館、市民活動センター、総合保健福祉センター、吉川総合公園等にも備え付けますので、ご自由にお持ち帰りください。

問い合わせ先

三木市選挙管理委員会

市役所5階

☎082・2000
（内線3230・3231）

投票所一覧表

今回の選挙は、下表（48か所）の投票所で投票を行います。

投票区	投票所の施設	区 域
1	槇 公 民 館	久次、里脇、槇、大島
2	口吉川町公民館	笹原、殿畑、南畑、保木、楮原
3	東中公民館	東中、西中、桃坂、東、馬場、蓮花寺
4	高篠公民館	高篠、高畑、桃津、金屋
5	まなびの郷みずほ	瑞穂、中里
6	細川町公民館	垂穂、増田、豊地、細川中、脇川、西、加佐(1251番地)
7	久留美公民館	久留美
8	大塚町公民館	大塚1丁目(6番を除く)、大塚2丁目、大塚地番、宿原(えびす町、東紫美ヶ丘、松が丘、字開キ谷を除く)、与呂木、平井、岩宮
9	芝町公民館	府内町、芝町、本町1丁目、府内地番
10	総合保健福祉センター	君が峰町、えびす町、東紫美ヶ丘、松が丘、大塚1丁目6、7番の一部
11	東吉田集落センター	安福田、細目、吉田(自由が丘地域を除く)
12	志染町公民館	志染中、井上、窟屋、高男寺
13	御坂公民館	大谷、御坂、戸田、三津田
14	広野公民館多目的ホール	広野1～7丁目(広野7丁目の一部を除く)、中自由が丘1丁目の一部
15	新広陽公民館	小林734番地、ローレルハイツ北神戸、宿原(字開キ谷)
16	小林中央会館	興治、小林(734番地を除く)、大山、福井(三木地区地域)の一部
17	朝日ヶ丘公民館	朝日ヶ丘
18	高木老人憩いの家	高木
19	別所町公民館	東這田、西這田、巴
20	石野公民館	花尻、石野、相野
21	下石野公民館	下石野、正法寺
22	鳥町公民館	和田、鳥町、近藤
23	大村公民館	大村、大村1丁目
24	平田公民館	平田、平田1丁目～2丁目、加佐西、向陽園、育英ハイツ、ローレルハイツ三木
25	神明町公民館	末広2丁目、3丁目
26	市民活動センター	末広1丁目、加佐東、跡部
27	中央公民館	本町2丁目、上の丸町
28	大日町公民館	本町3丁目、福井1丁目1、4、5番の一部、6番の一部、福井3丁目6番の一部、福井(三木地区地域)の一部
29	福井コミュニティセンター	福井1丁目2、3、5番の一部、6番の一部、7～11番、福井2丁目、福井3丁目1～5番、6番の一部、7～17番、高木の一部
30	緑が丘小学校研修室	緑が丘町中1丁目1～13・20・24・46番地、中2丁目、西1丁目～5丁目、四合谷、広野8丁目
31	緑が丘町本町自治会館	緑が丘町本町1丁目、2丁目、中1丁目14～19・21～23番地、広野7丁目の一部
32	緑が丘町公民館	緑が丘町東1丁目～4丁目、中3丁目
33	青山公民館	青山1丁目～7丁目
34	自由が丘本町会館	自由が丘本町1丁目～3丁目
35	自由が丘公民館	西自由が丘1丁目、中自由が丘1丁目、2丁目
36	自由が丘幼稚園	西自由が丘2丁目、中自由が丘3丁目、東自由が丘3丁目(376番地までの地番の区域)、吉田(自由が丘地域)
37	あかねが丘自治会館	東自由が丘2丁目、3丁目(377番地以上の地番の区域)
38	東自由が丘1丁目やすらぎセンター	東自由が丘1丁目
39	三木南交流センター	城山町、さつき台
40	豊岡公民館	豊岡、南豊岡、南水上、北水上
41	旧東吉川小学校体育館	毘沙門、市野瀬、東田、楠原
42	三木市吉川支所 (吉川健康福祉センター)	稲田、金会、福吉、緑台、吉安上、吉安下、大沢、米田
43	旧中吉川小学校体育館	大畑、鍛冶屋、貸潮、渡瀬、出晴、山上、長谷、上松、法光寺、古市、有安、ひばりが丘
44	吉川総合公園研修館	奥谷、田谷、湯谷、西奥
45	古川公民館	上中、古川、実楽
46	旧上吉川小学校体育館	新田1～670番及び1030～1291番(武士山)、福井(吉川町地域)、富岡、前田
47	畑枝公民館	新田671～1029番及び1292～1542番(野呂谷)、上荒川、畑枝
48	吉川小学校体育館 (旧みなぎ台小学校)	みなぎ台北、みなぎ台東、みなぎ台南、みなぎ台中、みなぎ台第5

第10投票区の投票所は、「総合保健福祉センター」です。
第42投票区の投票所は、「三木市吉川支所(吉川健康福祉センター)」です。